

# 一般社団法人吉球磨観光地域づくり協議会

定 款

令和3年6月15日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会（以下、「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県球磨郡あさぎり町に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、人吉球磨の民間事業者や団体、行政等の連携体制を構築し、地域資源を活かした様々な事業を展開することにより、ヒト・モノ・コトの交流を拡大し、地域経済を活性化させ、地域が一体となった観光地域づくりに取り組むことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 観光地域づくり戦略の策定及び実行
- (2) 地域資源のブランド化の実践
- (3) 地域資源を活かした滞在型観光の促進
- (4) 地域資源を活かした商品開発、販売及びその支援
- (5) 各種ツーリズムの推進
- (6) 地域資源等の各種データ収集、分析及び提供
- (7) 旅行サービス手配業（ランドオペレーター業）
- (8) その他目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号の附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、その機関として理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員等

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し運営に参画するため入社した個人又は団体を社員とする。

- 2 当法人の設立後に社員となるには、当法人所定の様式による入社申込書によって申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### （経費等の負担）

- 第7条 社員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、総会で決議する額の負担金を支払わなければならない。
- 2 社員は、総会の決議により当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。
  - 3 社員は、総会の決議により負担金の支払いに代えて当法人が必要とする人員の派遣を求めたときは、当該人員を派遣しなければならない。
  - 4 本条の負担金及び人員の派遣は、社員については、一般法人法第27条に規定する経費とみなす。
  - 5 既納の負担金及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### （退社）

- 第8条 社員は次に掲げる事由によって退社する。
- (1) 社員は、当法人所定の様式による退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。
  - (2) 社員の死亡又は解散
  - (3) 総社員の同意
  - (4) 除名
- 2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときに、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の規定による。
- (1) 定款又は当法人の規則に違反したとき
  - (2) 当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### （社員名簿）

- 第9条 当法人は、社員の氏名及び名称（法人にあっては、名称及び主たる事務所）を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置く。
- 2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。
  - 3 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員がこの法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

#### （排除）

- 第10条 当法人の社員又は役員が次の各号の一に該当することが判明した場合、社員は退社し、役員としての資格を喪失するものとする。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的

- 勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営又は運営に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力と密接又は特別な関係があると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を図るなど、利益供与を行っているとき
  - (5) 自ら又は第三者を利用し、当法人又は当法人の関係者に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたと認められるとき

### 第3章 役員等

#### (役員の設定)

第11条 当法人は、次の役員を置く。当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

- (1) 理事 3名以上30名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 当法人は、理事会の決議により理事の中から会長1名、副会長1名以上3名以内を置く。
- 3 会長は、一般法人法上の代表理事とし、当法人を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 当法人は、以下の者を理事会の決議により置くことができる。
- (1) 専務理事1名
  - (2) 業務執行理事1名以上8名以内
- 5 専務理事は、業務執行理事の中から選定する。
- 6 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 7 業務執行理事は、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。
- 8 当法人の監事は、当法人の理事及び使用人を兼ねることができない。

#### (役員を選任等)

第12条 当法人の理事及び監事を選任は、社員総会にて別に定める役員推薦規程に基づき、当法人を構成する各種団体より推薦された者又は会長が推薦した者の中から、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事、業務執行理事は、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

(監事の職務及び権限)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事及び監事の任期)

第14条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 当法人の設立後に選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第11条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第15条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第16条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会において報酬等の基準を別に定めたときは、当該基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(アドバイザー)

第17条 当法人にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、当法人の会議に出席し助言を行うことができる。

3 アドバイザーには、報酬、費用弁償等を支給することができる。

4 アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 アドバイザーには、第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「アドバイザー」と読み替える。

## 第4章 会議

(会議体)

第18条 当法人の会議は、社員総会、理事会、ブランド戦略本部、事業ワーキンググループ、ブランド戦略会議及び市町村チームとする。

2 社員総会及び理事会は、定款の定めるところにより開催する。その他の会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(社員総会)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、全ての社員をもって構成する。

(社員総会の招集)

第20条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、開催日より1週間前までに、社員に対して招集通知を書面にて発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発するものとする。

(社員総会の招集手続の省略)

第21条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(社員総会の権限)

第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分
- (6) 負担金の金額
- (7) 事業計画及び収支予算の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故又は支障あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(社員総会の議決権)

第24条 社員総会における社員の議決権は、社員1名につき1個を有する。

(社員総会の決議の方法)

第25条 社員総会の普通決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 社員総会の特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散又は継続
- (5) その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第26条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の議決権の代理行使)

第27条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから社員総会において選出された議事録署名人1名が、署名又は記名押印若しくは電子署名する。

(理事会)

第29条 当法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることを要する。
- 3 会長が指名する者は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、年4回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時理事会を開催できることとし、臨時理事会は書面によって評決することができるものとする。

2 前項ただし書きの規定により、書面による臨時理事会において評決した構成員は、理

事会に出席したものとみなす。

- 3 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 4 会長に事故又は支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により副会長がこれを招集する。

(理事会の招集手続の省略)

第31条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、法令に定める事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事、業務執行理事及びアドバイザーの選定及び解職
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により副会長がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席し



た会長（会長に支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名もしくは、記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備えおくものとする。

（理事会規則）

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）負担金
- （2）補助金
- （3）協賛金
- （4）寄付金品
- （5）事業に伴う収入
- （6）資産から生じる収入
- （7）設立時の財産
- （8）その他の収入

（資産の管理）

第40号 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は社員総会の議決によって別に定める。

（事業年度）

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様である。

（事業報告及び決算）

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、社員総会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、社員の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不配当)

第44条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第6章 解散及び清算

(解散の事由)

第45条 当法人は、社員総会の決議その他、一般法人法第148条の規定により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務処理及び事業遂行のため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第8章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 熊本県人吉市下城本町1578番地1  
設立時社員 人吉市

住所 熊本県球磨郡錦町大字一武1587番地  
設立時社員 錦町

住所 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地  
設立時社員 あさぎり町

住所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地  
設立時社員 多良木町

住所 熊本県球磨郡湯前町1989番地1  
設立時社員 湯前町

住所 熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地  
設立時社員 水上村

住所 熊本県球磨郡相良村大字深水2500番地1  
設立時社員 相良村

住所 熊本県球磨郡五木村甲2672番地7  
設立時社員 五木村

住所 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地1  
設立時社員 山江村

住所 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地  
設立時社員 球磨村

住所 熊本県人吉市中神町字城本1348番地1  
設立時社員 人吉球磨広域行政組合

住所 熊本県人吉市中青井町326番地1  
設立時社員 一般社団法人人吉温泉観光協会

住所 熊本県球磨郡湯前町1826番地1  
設立時社員 人吉球磨地区商工連絡協議会

住所 熊本県人吉市南泉田町3番地3  
設立時社員 人吉商工会議所

住所 熊本県球磨郡錦町大字一武2657番地4  
設立時社員 球磨地域農業協同組合

住所 熊本県人吉市中青井町265番地  
設立時社員 くま川鉄道株式会社

住所 熊本県人吉市西間下町86番地1  
設立時社員 人吉球磨地域観光推進協議会

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 松岡 隼人  
設立時理事 森本 完一  
設立時理事 尾鷹 一範  
設立時理事 吉瀬 浩一郎  
設立時理事 長谷 和人  
設立時理事 中嶽 弘継  
設立時理事 吉松 啓一  
設立時理事 木下 丈二  
設立時理事 内山 慶治  
設立時理事 松谷 浩一  
設立時理事 宮田 弘  
設立時理事 北 昌二郎  
設立時理事 伊藤 昌一  
設立時理事 岩下 博明  
設立時理事 福田 勝徳  
設立時理事 永江 友二  
設立時理事 竹田 尚史  
設立時理事 佐藤 圭  
設立時理事 藤岡 教顕  
設立時理事 鳥越 英夫  
設立時理事 堤 純子

設立時理事 有村 充広  
設立時理事 池下 英治  
設立時監事 松下 哲也  
設立時監事 富永 啓太  
設立時代表理事 松岡 隼人

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会を設立するため、設立時社員たる人吉市 外16名の定款作成代理人である司法書士岩本 健は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年 月 日

設立時社員 人吉市  
人吉市長 松岡 隼人  
設立時社員 錦町  
錦町長 森本 完一  
設立時社員 あさぎり町  
あさぎり町長 尾鷹 一範  
設立時社員 多良木町  
多良木町長 吉瀬 浩一郎  
設立時社員 湯前町  
湯前町長 長谷 和人  
設立時社員 水上村  
水上村長 中嶽 弘継  
設立時社員 相良村  
相良村長 吉松 啓一  
設立時社員 五木村  
五木村長 木下 丈二  
設立時社員 山江村  
山江村長 内山 慶治  
設立時社員 球磨村

球磨村長 松谷 浩一  
設立時社員 人吉球磨広域行政組合  
事務局長 宮田 弘  
設立時社員 一般社団法人人吉温泉観光協会  
代表理事 北 昌二郎  
設立時社員 人吉球磨地区商工連絡協議会  
会長 伊藤 昌一  
設立時社員 人吉商工会議所  
会頭 岩下 博明  
設立時社員 球磨地域農業協同組合  
代表理事組合長 福田 勝徳  
設立時社員 くま川鉄道株式会社  
取締役社長 永江 友二  
設立時社員 人吉球磨地域観光推進協議会  
会長 竹田 尚史

上記設立時社員 17名の定款作成代理人  
熊本県人吉市上青井町123番地8  
司法書士 岩本 健